

令和7年度 第1回 江別市男女共同参画審議会 議事録

日 時：令和7年8月26日（火）10時00分～10時55分

場 所：江別市民会館 21号室

出席委員：12名

小内純子（会長）、塩山慎一（副会長）、黒澤直子、伊藤智恵美、小松健二、
早瀬美知子、松浦智幸、山田浩、赤川和子、五十嵐友紀子、高原智也、
寺田さゆり

欠席委員：なし

事務局：5名

生活環境部 近藤部長、千葉次長

市民生活課 中住参事（市民協働担当）、工藤主査（市民協働担当）、佐藤主事

傍聴者：1名

次 第： 1 委嘱状交付

2 挨拶

3 委員の紹介

4 会長、副会長 互選

5 開会

6 議事

（1）第3次江別市男女共同参画基本計画について

7 その他

8 閉会

開会前	事務局より資料の確認
小内会長	<p>令和7年度第1回江別市男女共同参画審議会を開会します。</p> <p>次第「6 議事」「(1) 第3次江別市男女共同参画基本計画について」説明願います。</p>
事務局 (工藤主査)	<p>委員各位には、任期中、主に「第3次江別市男女共同参画基本計画」の進捗状況を確認いただくことから、令和6年度からスタートした計画の概要について説明いたします。</p> <p>資料2 2ページをご覧ください。</p> <p>中段に記載のとおり、「男女共同参画」とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう」と江別市男女共同参画を推進するための条例に定義されています。</p> <p>要約すると、「性別に関係なく、対等に、一人ひとりが自分の能力や個性を發揮して、協力し合っていくこと」です。</p> <p>3ページをご覧ください。</p> <p>なぜ男女共同参画が必要といわれているのでしょうか。</p> <p>憲法では、「個人の尊重」や「男女の平等」が謳われており、それに基づき、民法などの法律は、男女が平等であることを前提とした規定となっています。</p> <p>しかし、国の「男女共同参画白書」によると指導的な立場や政策決定の場についている女性の数は先進国としては少なく、また、職場や家庭、地域において性別により固定された役割分担が残っているとされております。</p> <p>そこで、自分の能力を發揮し、自分らしく生きることのできる社会の実現を目指すため、国や地方自治体などにおいて施策が行われています。</p> <p>4ページをご覧ください。</p> <p>江別市における男女共同参画の経過です。</p> <p>国は、男女共同参画社会の実現を緊要な課題として、平成11年に「男女共同参画社会基本法」を制定しました。同法では、市町村は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定に努めなければならないと規定しています。</p> <p>平成14年、男女共同参画社会を積極的に推進するための指針として、「江別市男女共同参画基本計画」を策定。</p> <p>平成21年には、「江別市男女共同参画を推進するための条例」を制定し、同条例に、市は、基本計画を策定しなければならないと明文化しました。合わせて、基本計画の見直しを行いました。</p> <p>その後、平成26年度に第2次江別市男女共同参画基本計画を策定、令和6年度に第3次江別市男女共同参画基本計画を策定し、施策を進めてきたところです。</p> <p>5ページをご覧ください。</p> <p>計画の基本的な考え方として、左側の図に計画の位置付けを示しています。「第3次江別市男女共同参画基本計画」は、「男女共同参画社会基本法」及び「江別市男女共同</p>

参画を推進するための条例」に基づく計画であるとともに、「第7次江別市総合計画」の個別計画として位置付けています。

また、「第3次江別市男女共同参画基本計画」の一部（基本方針1～基本方針4）は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「女性活躍推進計画」でもあります。

次に、右側の図ですが、国連で採択された「SDGs（持続可能な開発目標）」における目標の一つ、ジェンダー平等の実現と関連しております。詳細は、計画書2ページ下段に記載しています。

6ページをご覧ください。

第3次計画策定にあたって実施したアンケート調査の結果です。調査で把握した市民意識や実態把握を施策に反映することを目的として行ったものです。

18歳以上の市民を対象として1,500人を無作為抽出し、主な調査項目は家庭生活における役割分担や男女の働き方など。

調査方法は、郵送配布、郵送回収のほか、オンライン回答によるものとし、調査実施期間は令和5年5月15日から6月2日までで、500件の回答がありました。

詳細は、計画書の5ページから11ページに掲載しています。

7ページをご覧ください。

計画は7つの基本方針と3つの重点項目で構成しています。詳細は、計画書の12ページから29ページに掲載していますが、以下、基本方針に基づいて、概要を説明いたします。

8ページをご覧ください。

基本方針1は、「男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり」です。

江別市における“意識”の現状ですが、8ページに掲載のグラフは、アンケート調査で把握した、「家庭生活」、「地域社会」、「職場」、「学校教育」における男女別の意識を、平成24年度と令和4年度で比較したものです。

グラフの点線枠のとおり、「男女は平等」と思う人の割合は、平成24年度に比べて令和4年度では上昇しており、「職場」を除く3つのグラフでは、5割を超えています。

また、実線枠のとおり、「男性が優遇されている」「どちらかといえば男性が優遇」を合わせた割合は、4つのグラフ全て減少していますが、「学校生活」の14.3%に比べて「家庭生活」、「地域社会」、「職場」は、いずれも35%を超えています。

男女共同参画の意識は、学校や家庭での教育が大きな役割を担っているとされており、「学校教育」のグラフに示す、令和4年度の平等感は、64.1%と相対的に高い割合になっています。

9ページをご覧ください。

「男性は仕事、女性は家事・育児」という考え方に対する、アンケート調査の結果です。

この設問に「賛成」「どちらかといえば賛成」と回答した割合は、グラフに示すとおり、平成24年度から令和4年度にかけて下降していますが、2割程度は固定的性別役割分担意識があることが見て取れます。

計画では、性別による固定観念は、男女ともに生きづらさの要因となることから、

幅広い年齢層への意識啓発が必要としています。

10ページをご覧ください。

アンケート調査で把握した“現状”等を踏まえ、計画に掲げる「主な取組」として、固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消を図るために、広報誌やリーフレット、ホームページ、SNSを活用した啓発活動、子どもの頃から家庭や学校を通じて男女共同参画の重要性を伝えること、性の多様性を認め合い、誰もが自分らしく生活できるよう、性的指向及び性自認の多様性に対する理解増進に向けた意識啓発、こうしたことを行うこととしています。

なお、固定的性別役割分担意識とは、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などのように男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方を言います。

10ページ右下に掲載の写真は、昨年、当審議会の論議も参考にして作成した、若年層向けリーフレットです。事前に配布しておりますので、参照願います。

11ページをご覧ください。

基本方針2「政策や方針決定過程への女性の参画の拡大と促進」です。

江別市の「現状」ですが、令和5年4月1日時点の、医療職を除く市職員の女性管理職の割合10.9%。市の審議会等に占める女性委員の割合は、令和5年度で30.9%と、平成25年度から比べると、どちらも上昇していますが、審議会の委員の割合は、条例に定める基準には届いていません。

こうした「現状」を踏まえた「主な取組」として、市が設置する審議会等における女性委員が参加しやすい環境整備、江別市職員に対しては、男女問わず職員のキャリアアップの支援、研修等を通じた女性の参加促進を図ることとしています。

12ページをご覧ください。

基本方針3「働く人たちの男女共同参画及び仕事と生活の調和の推進」です。

中段の<M字カーブ>の枠内に記載していますが、M字カーブとは、結婚・出産を機に離職する女性が増えることで、30代の女性労働力率が落ち込むこと言い、これを枠の右側に掲載しているようなグラフで表すと、アルファベットのMに似ていることからM字カーブと言います。

日本に比べて、先進国では、M字カーブの底が浅く、台形に近い形となっており、年齢による女性の労働力率が変動が少ないと言われています。

江別市の「現状」は、M字カーブの底が浅くなり、共働き世帯が増加しています。また、女性の非正規雇用の割合が高く、令和2年の国勢調査では、市内で働く女性の63.1%で、全国平均を上回っています。

計画では、今後、少子高齢化の進行に伴い介護負担による就業中断も考えられるため、女性が働き続けることができる環境の整備、また、結婚・出産等を機に離職した人の再就職に対する支援が課題としています。

これらを踏まえて「主な取組」として、妊娠・出産・育児・介護等を理由とするハラスメントの防止に向けた広報等、女性が働き続けられる環境整備に努めるほか、事業所に向けて、ワーク・ライフ・バランスの推奨や介護離職防止に向けた国の支援制度等の周知に努めることとしています。

13ページをご覧ください。

基本方針4「子育てや介護等、家庭生活における男女共同参画の推進」です。

「現状」は、近年は共働き世帯が主流となっていること、また、国の調査を基に、男性が積極的に家事等を担っていくために周囲の理解と働き方の見直しが課題であると、捉えています。

14ページをご覧ください。

「ワーク・ライフ・バランス」とは、仕事と生活の調和のことです。

内閣府は「仕事と生活の調和憲章」において、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会では、国民一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働いて、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じた多様な生き方が選択できるとしています。

市の計画では、「主な取組」として、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、男女が協力して家事・育児等を担っていくことが当たり前となるように意識啓発を図るほか、女性が担っていることの多い無償労働の負担を減らすため、有償サービスを利用しやすい環境整備に努めることとしています。

15ページをご覧ください。

基本方針5「あらゆる暴力根絶の取組」です。

「現状」は、DVの相談件数は増加傾向であり、江別市でも同様の傾向が見られます。

また、DV、セクハラ、性犯罪、ストーカー行為のほか、SNSの悪用など、暴力の形が多様化してきています。

こうした「現状」に対して、迅速かつ丁寧な対応が必要とされていることから、「主な取組」として、人権意識の啓発、DVの防止等の周知・啓発、被害者の避難、相談窓口の周知を行うこととしています。

15ページ中段右側には、デートDV防止のために作成した、啓発リーフレットの写真を掲載しています。昨年デザインを一新して、人権擁護委員の協力の得て、高校生に向けた出前講座などで配布しています。

16ページをご覧ください。

基本方針6「生涯にわたる男女の健康支援」です。

「現状」は、健康上の問題に直面していること、特に女性は、年代に応じて心身の状況が大きく変化するため、身体に対する正しい知識を持ち、健康管理に努める必要があるとしています。

男女共同参画に関する心身の課題の一つとして、「性と生殖に関する健康と権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)があります。

これは、平成6年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由など、女性の人権の重要な一つとされています。

こうしたことを踏まえ、計画の「主な取組」では、妊娠、出産の正しい知識や情報の普及、「性と生殖に関する健康と権利」に関する意識啓発、女性特有の病気に関する情報の発信、健(検)診や食生活改善などの健康づくりに取り組むこととしています。

17ページをご覧ください。

基本方針7「男女共同参画の視点に立った防災・災害復興体制の整備」です。

	<p>「現状」は、過去の災害時では、男性がリーダーとなるケースが多く、女性の視点を欠いた避難所運営が課題としています。</p> <p>「主な取組」としては、防災分野における方針決定への女性参画促進、男女共同参画の視点に基づく防災体制づくり、防災会議への女性登用など進めることとしています。</p> <p>以上、7つが基本方針です。</p> <p>18ページをご覧ください。</p> <p>第3次計画では、的を絞って重点的に取組を行う、3つの項目を設定しています。</p> <p>1つ目は、意識改革は男女共同参画社会実現のために最も重要であるとの考えから、基本方針1と同じでもある「男女平等・共同参画社会と多様性を認め合う社会の実現に向けた意識づくり」です。</p> <p>2つ目は、「働く女性のための環境整備」です。</p> <p>女性活躍推進法では、女性の職業生活における活躍の推進を目指しているほか、女性の視点や潜在的な労働力を活かすことは、経済の活性化に結び付く重要なこととしていることなどを踏まえ、重点項目としています。</p> <p>3つ目は、「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」です。</p> <p>社会的・経済的環境やライフスタイルが変化する中、性別や年齢にかかわらず、多様な人材が仕事に就ける環境が大切であることから、重点項目に掲げています。</p> <p>19ページをご覧ください。</p> <p>計画では、計画期間の中間年である令和10年度までに達成を目指す、5つの数値目標を設定しています。</p> <p>19ページの表のうち、1から4の目標値は、アンケート調査で把握、5の目標値は、実績値で把握することとしています。</p> <p>以上が「第3次江別市男女共同参画基本計画」の概要です。この外、計画書の33ページ以降には、法令や北海道の条例、計画の策定経過、審議会の委員会名簿等を掲載しています。</p>
小内会長	事務局から説明がありましたが、質問、意見ありますか。
委員一同	(なし)
小内会長	次に、次第7の「その他」について、各委員から何かありますか。
委員一同	(なし)
小内会長	事務局から何かありますか。
事務局 (工藤主査)	<p>今回の審議会は、10月中旬から下旬を予定しています。</p> <p>後日、日程調整のご案内をさせていただきます。</p>
小内会長	今回は、令和6年度の推進状況について審議することになるかと思います。その

委員一同 小内会長	他、全体を通じての質問等ありますか。 (なし) 以上で令和7年度第1回江別市男女共同参画審議会を閉会します。 以上
------------------	--